

令和2年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
3	10	第1編 総則 第1章 計画の策定方針 第3節 計画の運用 2 他の計画との関係 (1)、(2) (略) (3) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25 年法律第95 号）第13条において、 <u>県</u> が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該 <u>都道府県</u> の計画等の指針となるべきものとされている。 このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、 <u>愛知県</u> 地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である事項を踏まえるものとする。				第1編 総則 第1章 計画の策定方針 第3節 計画の運用 2 他の計画との関係 (1)、(2) (略) (3) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25 年法律第95 号）第13条において、 <u>市</u> が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該 <u>市町村</u> の計画等の指針となるべきものとされている。 このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、 <u>春日井市</u> 地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である <u>次の</u> 事項を踏まえるものとする。 <u>I 市民の生命を最大限守る</u> <u>II 地域及び社会の重要な機能を維持する</u> <u>III 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する</u> <u>IV 迅速な復旧復興を可能とする</u>				春日井市地域強靱化計画策定に伴う修正
7	36	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 1 市				第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 1 市				
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		春日井市	(略)	1 災害予警報、被害状況その他災害に関する情報の収集及び伝達	(略)	春日井市	(略)	1 災害予警報、被害状況その他災害に関する情報の収集及び伝達 <u>(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報及び南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)</u>	(略)	

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
				2 災害広報の実施				2 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報及び南海トラフ地震に関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)の実施		表記の整理
				3～10 (略)				3～10 (略)		表記の整理
				11 緊急車両の通行を確保するための道路啓開				11 緊急通行車両の通行を確保するための道路啓開		表記の整理
		2 県及び県関係機関				2 県及び県関係機関				表記の整理
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		愛知県	1～5 (略) 6 東海地震注意情報発表時における公共土木施設の巡視及び点検並びに応急復旧に必要な人材及び資機材の確認	1 災害に関する情報の収集伝達及び災害広報 2～13 (略) 14 市の実施する被災建築物及び宅地の応急危険度判定活動に対する支援及び調整	(略)	愛知県	1～5 (略) 6 東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)発表時における公共土木施設の巡視及び点検並びに応急復旧に必要な人材及び資機材の確認	1 災害に関する情報の収集伝達及び災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報及び南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)	(略) 2～13 (略) 14 市の実施する被災建築物及び宅地の応急危険度判定活動に対する支援及び調整	

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
				並びに応急仮設住宅の建設 15 緊急車両の通行を確保するための道路啓開				並びに応急仮設住宅の設置 15 緊急通行車両の通行を確保するための道路啓開		表記の整理
		3 指定地方行政機関				3 指定地方行政機関				表記の整理
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		(略)	(略)	1～2 (略) 3 緊急車両の通行を確保するための道路啓開	(略)	(略)	(略)	1～2 (略) 3 緊急通行車両の通行を確保するための道路啓開	(略)	
		4 (略)				4 (略)				
		5 指定公共機関				5 指定公共機関				
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		ソフトバンク株式会社	(略)	(略)	(略)	ソフトバンク株式会社	(略)	(略)	(略)	
		(追加)				独立行政法人都市再生機構	———	1 危険度判定士や 応急仮設住宅建設要員の派遣 2 賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与 3 応急仮設住宅の建設用地の提供	———	独立行政法人都市再生機構の指定公共機関への指定に伴う修正
		日本赤十字社(愛知県支)	(略)	1 災害時における医療、助産及び遺体の処理		日本赤十字社(愛知県支)	(略)	1 避難所の設置に係る支援 2 災害時における		災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
		部)		<u>2</u> 血液製剤の確保 及び供給 <u>3</u> 救援物資の配分 <u>4</u> 義援金等の受付 及び配分		部)		医療、助産及び遺体 の処理 <u>3</u> 血液製剤の確保 及び供給 <u>4</u> 救援物資の配分 <u>5</u> 義援金等の受付 及び配分		事項の範囲が 拡大されたこ とに伴う修正 中部電力(株)及 び電源開発(株) の分社化、株式 会社 J E R A の指定公共機 関への指定に 伴う修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		中部電力 株式会 社、 電源開発 株式会社	(略)	(略)	(略)	中部電力 株式会 社、 <u>中部 電力パワ ーグリッ ド株式会 社、中部 電力ミラ イズ株式 会社、株 式会社 J E R A、 電源開発 株式会 社、<u>電源 開発送変 電ネット ワーク株 式会社</u></u>	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
30	5	第 2 編 災害予防計画 第 1 章 災害に強い防災体制の確立 第 2 節 防災活動体制の整備 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策等				第 2 編 災害予防計画 第 1 章 災害に強い防災体制の確立 第 2 節 防災活動体制の整備 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策等				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		の防災活動を行うための組織及び体制の整備を図る。 1 (略) ア (略) イ (略) ア～カ (略) 2 (略) 3 応急活動のためのマニュアルの作成等 市は、個々の職員が災害時の状況に応じて的確に対応できるよう、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 4 人材育成及び防災訓練の実施 (1) 人材の育成等 市は、災害時における適正な判断力の養成及び職員内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。 また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。 (追加)	の防災活動を行うための組織及び体制の整備を図る。 1 (略) ① (略) ② (略) ア～カ (略) 2 (略) 3 応急活動のためのマニュアルの作成等 市は、個々の職員が状況に応じて的確に対応できるよう、災害が発生又は発生するおそれのある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 4 人材育成及び防災訓練の実施 (1) 人材の育成等 ア 市は、災害時における適正な判断力の養成及び職員内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。 イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。 ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体	表記の整理 表記の整理 対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(2) 防災訓練の実施 ア 総合防災訓練 (略) 訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるよう努め、避難、救護救出、消火、情報伝達等の防災活動を行うことにより、防災に関する協力と理解を深め、防災体制の強化を図る。 イ、ウ (略) 5 広域応援体制の整備 (1) (略) (2) 応援協定の締結等 ア 相互応援協定 市は、災害時に<u>相互応援を実施することを目的として、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を自治体や関係団体と締結している。</u> 今後とも協定内容の充実を図るため、災害対策基本法第49条の2に基づき、相互応援に関する協定の締結に努める。 なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。 (追加) イ 民間団体等との協定	<u>等との災害協定の締結を推進する。</u> (2) 防災訓練の実施 ア 総合防災訓練 (略) 訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるよう努め、避難、救護救出、消火、情報伝達等の防災活動を行うことにより、防災に関する協力と理解を深め、防災体制の強化・<u>対応行動の習熟</u>を図る。 イ、ウ (略) 5 広域応援体制の整備 (1) (略) (2) 応援協定の締結等 ア 相互応援協定の締結 市は、災害時に<u>自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合においても速やかに災害対応を実施するため、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を自治体や関係団体と締結している。</u> 今後とも協定内容の充実を図るため、災害対策基本法第49条の2に基づき、相互応援に関する協定の締結に努める。 なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。 イ 技術職員の確保 市及び県は、<u>土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u> ウ 民間団体等との協定<u>の締結等</u>	対策の追加 表記の整理 対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(略) また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。 (3)～(7) (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況（資料５－１～<u>86</u>） 6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 (2) (略) (追加)	(略) また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</u> (3)～(7) (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況（資料５－１～<u>87</u>） 6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 <u>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u> (2) (略) <u>(3) 物資の輸送拠点</u> <u>市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u>	表記の整理 対策の追加 対策の追加
34	18	第３節 情報の収集・連絡体制の整備 (略) 1 情報連絡体制の整備 (1) 情報の収集・連絡体制 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく<u>など</u>、体制の整備を推進する。	第３節 情報の収集・連絡体制の整備 (略) 1 情報連絡体制の整備 (1) 情報の収集・連絡体制 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく<u>とともに、必要に応じ無人航空機、車両</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(2)～(5) (略) 2 市民への広報体制の整備 (1)～(5) (略) (6) 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が<u>確実</u>に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進する。 (2)～(5) (略) 2 市民への広報体制の整備 (1)～(5) (略) (6) 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が<u>速やかに</u>伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>IP 通信網、ケーブルテレビ網等</u>を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	表記の整理 対策の追加
37	13	第4節 非常用物資の備蓄 災害に対する非常用物資の備蓄として、各家庭における個人備蓄、行政備蓄及びスーパーマーケット等における流通備蓄体制を整備する。 1 (略) 2 食糧及び生活必需品 (1) (略) (2) 行政備蓄 (追加)	第4節 非常用物資の備蓄 災害に対する非常用物資の備蓄として、各家庭における個人備蓄、行政備蓄及びスーパーマーケット等における流通備蓄体制を整備する。 1 (略) 2 食糧及び生活必需品 (1) (略) (2) 行政備蓄 <u>市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u> <u>また、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考												
		ア 非常用として、概ね人口 10%の 2 食分の食糧を備蓄する。 イ 指定避難所、福祉避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な食糧及び生活必需品を備蓄する。 <table><tr><td>食糧</td><td>(略)</td></tr><tr><td>生活必需品</td><td>充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、懐中電灯、<u>水タンク</u>、組立水槽、<u>防水シート</u>、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器等</td></tr></table> (3) (略) 3 防災用資機材 (1) (略) (2) 指定避難所、福祉避難所等に災害応急活動に必要な次の資機材を備蓄する。 <table><tr><td>防災用資機材</td><td>発電機、投光機、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、<u>拡声器</u>、ハンドマイク、スコップ、ツルハシ、バール、ヘルメット等</td></tr></table> 4 防疫・衛生用資機材 (1) (略) (2) 指定避難所、福祉避難所等に防疫・衛生に必要な次の資機材を整備するとともに、関連業者との協定に基づき、災害の	食糧	(略)	生活必需品	充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、懐中電灯、 <u>水タンク</u> 、組立水槽、 <u>防水シート</u> 、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器等	防災用資機材	発電機、投光機、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、 <u>拡声器</u> 、ハンドマイク、スコップ、ツルハシ、バール、ヘルメット等	<u>の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u> <u>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</u> <u>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</u> ア 非常用として、<u>愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づく当市における想定避難者数(15,000 人)の 3 食×3 日分の食糧を令和 5 年度までに拡充を図り、備蓄する。</u> イ 指定避難所、福祉避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な食糧及び生活必需品を備蓄する。 <table><tr><td>食糧</td><td>(略)</td></tr><tr><td>生活必需品</td><td>充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、懐中電灯、組立水槽、<u>ブルーシート</u>、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器、<u>カイロ</u>等</td></tr></table> (3) (略) 3 防災用資機材 (1) (略) (2) 指定避難所、福祉避難所等に災害応急活動に必要な次の資機材を備蓄する。 <table><tr><td>防災用資機材</td><td>発電機、投光機、<u>LED ランタン</u>、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、ハンドマイク、スコップ、ツルハシ、バール、ヘルメット、<u>特設公衆電話</u>等</td></tr></table> 4 防疫・衛生用資機材 (1) (略) (2) 指定避難所、福祉避難所等に防疫・衛生に必要な次の資機材を整備するとともに、関連業者との協定に基づき、災害の	食糧	(略)	生活必需品	充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、懐中電灯、組立水槽、 <u>ブルーシート</u> 、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器、 <u>カイロ</u> 等	防災用資機材	発電機、投光機、 <u>LED ランタン</u> 、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、ハンドマイク、スコップ、ツルハシ、バール、ヘルメット、 <u>特設公衆電話</u> 等	食糧の備蓄計画の変更による修正 表記の整理 表記の整理
食糧	(略)															
生活必需品	充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、懐中電灯、 <u>水タンク</u> 、組立水槽、 <u>防水シート</u> 、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器等															
防災用資機材	発電機、投光機、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、 <u>拡声器</u> 、ハンドマイク、スコップ、ツルハシ、バール、ヘルメット等															
食糧	(略)															
生活必需品	充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、懐中電灯、組立水槽、 <u>ブルーシート</u> 、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器、 <u>カイロ</u> 等															
防災用資機材	発電機、投光機、 <u>LED ランタン</u> 、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、ハンドマイク、スコップ、ツルハシ、バール、ヘルメット、 <u>特設公衆電話</u> 等															

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考						
		状況に応じて、これらの資機材の調達を要請する。 <table><tr><td>防疫・衛生用資機材</td><td>マンホールトイレ、テント付き簡易組立トイレ、<u>要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ、防塵マスク</u></td></tr></table>	防疫・衛生用資機材	マンホールトイレ、テント付き簡易組立トイレ、 <u>要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ、防塵マスク</u>	状況に応じて、これらの資機材の調達を要請する。 <table><tr><td>防疫・衛生用資機材</td><td>マンホールトイレ(下水道供用区域内)、テント付き簡易組立トイレ、<u>マスク、消毒液</u></td></tr><tr><td>福祉避難所に備蓄</td><td><u>要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ</u></td></tr></table>	防疫・衛生用資機材	マンホールトイレ(下水道供用区域内)、テント付き簡易組立トイレ、 <u>マスク、消毒液</u>	福祉避難所に備蓄	<u>要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ</u>	表記の整理
防疫・衛生用資機材	マンホールトイレ、テント付き簡易組立トイレ、 <u>要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ、防塵マスク</u>									
防疫・衛生用資機材	マンホールトイレ(下水道供用区域内)、テント付き簡易組立トイレ、 <u>マスク、消毒液</u>									
福祉避難所に備蓄	<u>要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ</u>									
42	8	第6節 応急医療体制の整備 災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。 1 医療体制の整備 (1) (略) (2) 後方医療体制の整備 県が2次医療圏ごとに設置する <u>地域災害医療対策会議</u> を通じて、広域医療体制の整備を行う。 (略) 2 (略) 3 医薬品等の確保 (1) 医薬品 災害時の緊急医療活動に <u>利用できるよう総合保健医療センターの医薬品の在庫の拡充を図る。</u> また、「春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の協力のもと、各会員薬局において、日頃から災害時医療用医薬品の備蓄を行う。	第6節 応急医療体制の整備 災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。 1 医療体制の整備 (1) (略) (2) 後方医療体制の整備 県が2次医療圏等の区域ごとに設置する <u>保健医療調整会議</u> を通じて、広域医療体制の整備を行う。 (略) 2 (略) 3 医薬品等の確保 (1) 医薬品 災害時の緊急医療活動に総合保健医療センターの医薬品の在庫を利用する。また、「春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の協力のもと、各会員薬局において、日頃から災害時医療用医薬品の備蓄を行う。	名称の修正 						

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 また、<u>県及び市</u>は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 ア 地震に関する基礎知識 イ <u>東海地震の予知に関する知識</u> ウ <u>東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u> エ <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> オ <u>県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u> カ <u>予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識</u> キ <u>警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u> ク <u>正確な情報の入手</u> ケ <u>防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容</u> コ <u>地域の指定緊急避難場所、避難路に関する知識</u> サ <u>警報等や避難勧告等の意味と内容</u> シ <u>緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</u> ス <u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</u> セ <u>避難生活に関する知識</u> ソ <u>家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）</u>	1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 また、<u>市及び県</u>は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 ア 地震に関する基礎知識 イ <u>県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u> ウ <u>予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識</u> エ <u>警報等や避難勧告等の意味と内容</u> オ <u>正確な情報の入手</u> カ <u>防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容</u> キ <u>地域の緊急避難場所、避難路に関する知識</u> ク <u>緊急地震速報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</u> ケ <u>様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</u> コ <u>避難生活に関する知識</u> サ <u>家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）</u> シ <u>応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食糧その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</u> ス <u>住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u> セ <u>東海地震の予知に関する知識</u> ソ <u>東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u> タ <u>警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、</u>	表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		タ <u>応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食糧その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</u> チ <u>住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u> (追加) (2)、(3) (略) (4) 家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。 また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。	<u>初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u> チ <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> ツ <u>南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u> テ <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u> (2)、(3) (略) (4) 家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。	対策の追加 表記の整理 対策の追加
47	16	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 地震等の災害時において、児童、生徒、幼稚園児、保育園児及び認定こども園の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小学校、中学校、幼稚園、保育園及び認定こども園（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 地震等の災害時において、児童、生徒、幼稚園児、保育園児、<u>認定こども園及び小規模保育事業所の園児</u>（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小学校、中学校、幼稚園、保育園、<u>認定こども園及び小規模保育事業所</u>（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。	表記の整理
52	10	第4節 防災ボランティアとの連携 災害時に、広範囲にわたって活動が期待される各種ボランティア団体相互の連携・協力体制を推進し、活動の支援を行う。	第4節 防災ボランティアとの連携 災害時に、広範囲にわたって活動が期待される各種ボランティア団体相互の連携・協力体制を<u>平常時から</u>推進し、活動の支援を	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		1 連携・協力体制の推進 ボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進し、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等やNPO・ボランティア等が連携・協力して災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。 市、県及び国は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 また、<u>社会福祉協議会、NPO等関係機関</u>との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 市及び県は、<u>ボランティア協力団体</u>と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援したい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の交渉を図るためフォローアップ研修等を実施する。 なお、市は養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。 2 活動の支援 (1) 受入体制の整備 ア～ウ (略) エ 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。	行う。 1 連携・協力体制の推進 ボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進し、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等やNPO・ボランティア等（以下「<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>という。）が連携・協力して災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。 市、県及び国は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 また、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア<u>団体等</u>への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 市及び県は、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援したい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の交渉を図るためフォローアップ研修等を実施する。 なお、市は養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。 2 活動の支援 (1) 受入体制の整備 ア～ウ (略) エ 災害時にコーディネーターを派遣することを協力する<u>NPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）</u>にコーディネーターの派遣を要請する。	表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		オ (略) カ 防災訓練等においてボランティア関連団体の協力を得て、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。	オ (略) カ 防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。	表記の整理
55	8	第5節 要配慮者の安全対策 2 避難行動要支援者対策 (1)～(3) (略) (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員とする。 3～7 (略) 8 社会福祉施設等における対策 (1)～(5) (略) (追加)	第5節 要配慮者の安全対策 2 避難行動要支援者対策 (1)～(3) (略) (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員、支援者及び警察とする。 3～7 (略) 8 社会福祉施設等における対策 (1)～(5) (略) (6) 非常用電源の確保等 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 資料 「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入に関する協定書(資料5-55)	表記の整理 対策の追加
59	2	第6節 企業防災の促進 1～3 (略) 4 企業防災の促進のための取組 市及び県、商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画(BCP)の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (1) 事業継続計画(BCP)の策定促進 ア 普及啓発活動 市及び県、商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的に啓発していくも	第6節 企業防災の促進 1～3 (略) 4 企業防災の促進のための取組 市及び県、商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画(BCP)等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (1) 事業継続計画(BCP)等の策定促進 ア 普及啓発活動 市及び県、商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)等の必要性について積極的に啓発していくも	表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		のとする。 イ 情報の提供 企業が事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。 (2) 相談体制の整備 市及び県、商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。	ものとする。<u>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u> イ 情報の提供 企業が事業継続計画（ＢＣＰ）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。 (2) 相談体制等の整備 市及び県、商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。 <u>また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u>	対策の追加 表記の整理 表記の整理 対策の追加
62	30	第３章 災害に強い都市の形成 第１節 防災まちづくりの推進 ２ 建築物の安全対策 (1) (略) (2) 耐震改修促進計画 ア、イ (略) ウ 市耐震改修促進計画に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。 また、<u>耐震改修促進計画</u>において、耐震診断義務付け対象建築物として、一定規模以上であり、かつ不特定多数の者が利用する既存耐震不適格建築物を要緊急安全確認大規模建築物として指定し、<u>耐震診断結果の報告期限を定めることとする。</u> さらに、緊急輸送道路の沿道に存する建築物であって一定の高さ以上のものを要安全確認計画記載建築物として指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることや、ブロック	第３章 災害に強い都市の形成 第１節 防災まちづくりの推進 ２ 建築物の安全対策 (1) (略) (2) 耐震改修促進計画 ア、イ (略) ウ 市耐震改修促進計画に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。 また、<u>耐震改修促進法</u>において、耐震診断義務付け対象建築物として、一定規模以上であり、かつ不特定多数の者が利用する既存耐震不適格建築物を要緊急安全確認大規模建築物として指定し、<u>耐震改修の促進に努めることとする。</u> さらに、<u>愛知県耐震改修促進計画</u>において、<u>県指定の緊急輸送道路の沿道に存する建築物であって一定の高さ以上のものを要安全確認計画記載建築物として指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物</u>	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。 (3)～(8) (略) 3 宅地等の安全対策 (1)～(5) (略) (6) 宅地危険箇所の耐震化 市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表する<u>よう努める</u>とともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。 (7) ため池等の整備 既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。 ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池の耐震補強整備を行う。 また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u> 4 土砂災害の防止 (1) 土砂災害対策の推進 県は、土砂災害危険箇所等について<u>順次</u>、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、災害発生のおそれのある地域を土砂災害警戒区域に指定している。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報または警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難勧告等の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。 (2) (略) (3) ハザードマップの作成及び周知 市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成	の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。 (3)～(8) (略) 3 宅地等の安全対策 (1)～(5) (略) (6) 宅地危険箇所の耐震化 市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ<u>及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップ</u>を作成・公表するとともに、宅地の<u>安全性の把握</u>及び耐震化を実施するよう努める。 (7) ため池等の整備 既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。 ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池の耐震補強整備を行う。 また、<u>防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成を行い、適切な情報提供を図るものとする。</u> 4 土砂災害の防止 (1) 土砂災害対策の推進 県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、災害発生のおそれのある地域を土砂災害（特別）警戒区域に指定している。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報又は警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難勧告等の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。 (2) (略) (3) ハザードマップの作成及び周知 市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成	対策の追加 表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考												
		に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。 また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。 なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するよう努める。 (4) (略) 土砂災害警戒区域等の定義 <table><tr><th colspan="2">警戒区域等の名称</th><th>定義</th></tr><tr><td>土砂災害特別警戒区域</td><td>土石流、急傾斜地の崩壊</td><td>土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域</td></tr></table>	警戒区域等の名称		定義	土砂災害特別警戒区域	土石流、急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域	に当たっては、土砂災害（特別）警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。 また、基礎調査の結果、土砂災害（特別）警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害（特別）警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。 なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するよう努める。 (4) (略) 土砂災害警戒区域等の定義 <table><tr><th colspan="2">警戒区域等の名称</th><th>定義</th></tr><tr><td>土砂災害特別警戒区域</td><td>土石流、急傾斜地の崩壊</td><td>土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域</td></tr></table>	警戒区域等の名称		定義	土砂災害特別警戒区域	土石流、急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域	表記の整理
警戒区域等の名称		定義														
土砂災害特別警戒区域	土石流、急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域														
警戒区域等の名称		定義														
土砂災害特別警戒区域	土石流、急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域														
70	29	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (1) 道路 ア～キ (略) ク 市は、春日井市耐震改修計画に位置づけた市指定緊急輸送道路沿道の<u>特定建築物</u>の目標については、第1次、第2次緊急輸送道路沿道の<u>特定建築物</u>の耐震化目標の設定方針に従い、これを達成するよう耐震化を図る。 (2)～(6) (略) 2 ライフライン施設 (1) 施設の主要目標 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (1) 道路 ア～キ (略) ク 市は、春日井市耐震改修計画に位置づけた市指定緊急輸送道路沿道の<u>特定既存耐震不適格建築物</u>の目標については、第1次、第2次緊急輸送道路沿道の<u>特定既存耐震不適格建築物</u>の耐震化目標の設定方針に従い、これを達成するよう耐震化を図る。 (2)～(6) (略) 2 ライフライン施設 (1) 施設の主要目標 <u>ア 施設の代替性及び安全性の確保</u> 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等	表記の整理												
				表記の整理												

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。 (追加) (2) (略) (3) 下水道 ア 管渠施設の耐震化 衛生的な生活環境を確保するため、下水道施設の計画、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、<u>地盤条件等総合的な見地から検討し、耐震性の向上を図る。</u> (追加) イ ポンプ場及び終末処理場の耐震化 ポンプ場及び終末処理場の耐震化を図るとともに、<u>施設と流入・流出管の接合部の損傷を防止するため、当該部分の耐震化を図る。</u>今後の施設改修及び新設に際しては、構造計画、基礎地盤等の総合的な検討を行う。また、被害を受けた場合に備え、各処理場間のネットワーク化を検討す	について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。 イ 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。 また、県、電気事業者及び電気通信事業者が倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、<u>事前伐採等を実施する際には、市は協力を努めるものとする。</u> (2) (略) (3) 下水道 衛生的な生活環境を確保するため、下水道施設の計画、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、<u>かつ、地域や地質の実情に応じて必要な対策を講じる。</u> ア 管渠施設の耐震化 <u>雨水の排除による浸水の防除などのため、地震発生時において、下水道の有すべき機能を維持し、被災した場合にも、早期の機能回復を図り、その影響を最小限に抑えられるよう、管渠施設の耐震化を図る。</u> イ ポンプ場及び終末処理場の耐震化 ポンプ場及び終末処理場の耐震化を図る。今後の施設改修及び新設に際しては、構造計画、基礎地盤等の総合的な検討を行う。また、被害を受けた場合に備え、<u>各処理場の簡易処理などを検討する。</u>	対策の追加 表記の整理 対策の追加 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		る。		
78	24	第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (略) (1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設においては、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 (略) ア～ウ (略) エ 指定避難所及び福祉避難所が備えるべき設備 指定避難所及び福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 オ (略) (2) 指定避難所及び福祉避難所の整備 ア～エ (略) オ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。 (ア)～(ウ) (略) (3) 避難所の運営管理体制の整備	第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (略) (1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設においては、あらかじめ必要な機能を整理し、<u>耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 (略) ア～ウ (略) エ 指定避難所及び福祉避難所が備えるべき設備 指定避難所及び福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</u> <u>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</u> オ (略) (2) 指定避難所及び福祉避難所の整備 ア～エ (略) オ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては<u>平常時</u>から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。 (ア)～(ウ) (略) (3) 避難所の運営管理体制の整備	対策の追加 対策の追加 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		ア～ウ (略) (追加) (4) (略) (5) 避難に関する広報 ア 指定緊急避難場所等の広報 (ア)、(イ) (略) <u>(ウ) 避難地区分け</u> (エ)～(カ) (略) イ (略) 5 避難行動の促進対策 (1)～(3) (略) (4) その他 ア 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 6 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (1) (略)	ア～ウ (略) <u>エ 指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</u> <u>オ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</u> <u>カ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u> <u>キ 感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から本部事務局、救護福祉部及び避難部が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u> (4) (略) (5) 避難に関する広報 ア 指定緊急避難場所等の広報 (ア)、(イ) (略) <u>(削除)</u> <u>(ウ)～(オ) (略)</u> イ (略) 5 避難行動の促進対策 (1)～(3) (略) (4) その他 ア 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 6 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (1) (略)	対策の追加 表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考									
		発表に伴う市の当面の間の対応については、資料 8 付録に整理するとともに、今後、国及び県の動向を踏まえ、この計画に反映させることとする。											
95	21	第 3 章 発災に備えた直前対策 2 避難等の対策 (1)、(2) (略) (3) 要配慮者の安全対策 ア (略) イ 保育園 (略)	第 3 章 発災に備えた直前対策 2 避難等の対策 (1)、(2) (略) (3) 要配慮者の安全対策 ア (略) イ 保育園、認定こども園及び小規模保育事業所 (略)	表記の整理									
107	15	第 4 編 災害応急対策計画 第 1 章 応急活動組織 第 1 節 活動組織の設置 1 市における防災組織体制 (1) 災害警戒本部 (災害対策本部設置前の体制) (2)～(4) (略) 2 災害警戒本部 (1) 設置 ア 市長は、愛知県西部で震度 4 の地震が発生したとき又は東海地震注意情報が発表されたときは、地震情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、災害警戒本部 (以下「警戒本部」という。)を設置する。 イ (略) (2) 組織 ア 警戒本部は、次に掲げる職員をもって構成する。 <table><tr><td>警戒本部員</td><td>総務部長 (本部事務局)</td></tr><tr><td></td><td>市民安全課長 (本部事務局)</td></tr><tr><td></td><td>市民安全課全職員 (本部事務局)</td></tr><tr><td></td><td>人事課長 (動員部)</td></tr><tr><td></td><td>教育委員会教育総務課長 (避難部)</td></tr></table>	警戒本部員	総務部長 (本部事務局)		市民安全課長 (本部事務局)		市民安全課全職員 (本部事務局)		人事課長 (動員部)		教育委員会教育総務課長 (避難部)	
警戒本部員	総務部長 (本部事務局)												
	市民安全課長 (本部事務局)												
	市民安全課全職員 (本部事務局)												
	人事課長 (動員部)												
	教育委員会教育総務課長 (避難部)												
		第 4 編 災害応急対策計画 第 1 章 応急活動組織 第 1 節 活動組織の設置 1 市における防災組織体制 (1) 災害警戒本部 (2)～(4) (略) 2 警戒本部 (1) 設置 ア 市長は、南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき、愛知県西部で震度 4 の地震が発生したとき、東海地震注意情報が発表されたとき又は南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたときは、地震情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、警戒本部を設置する。 イ (略) (2) 組織 ア 警戒本部は、総務部長を警戒本部長とした次に掲げる職員をもって構成する。 <table><tr><td rowspan="4">警戒本部員</td><td>本部事務局※¹</td><td>市民安全課</td><td>全職員</td></tr><tr><td>動員部※¹</td><td>人事課</td><td rowspan="3">左記の課の主査職以上 2 名</td></tr><tr><td>情報管理部</td><td colspan="2" rowspan="2">広報広聴課</td></tr><tr><td>広報伝達班※¹</td></tr></table>	警戒本部員	本部事務局※ ¹	市民安全課	全職員	動員部※ ¹	人事課	左記の課の主査職以上 2 名	情報管理部	広報広聴課		広報伝達班※ ¹
警戒本部員	本部事務局※ ¹	市民安全課		全職員									
	動員部※ ¹	人事課		左記の課の主査職以上 2 名									
	情報管理部	広報広聴課											
	広報伝達班※ ¹												
		南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う体制の追加											
		表記の整理											
		南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う体制の変更											

頁	行	修 正 前			修 正 後				備 考																																											
		道路課長（技術部公共土木班） 消防本部消防総務課長（消防公安部） 消防本部通信指令室長（消防公安部） 消防本部通信指令室職員（消防公安部） (注) ()は、災害対策本部の組織である。 (3)、(4)（略） 3 災害対策本部 (1) 設置 ア 市長は、市内で震度4以下の地震が発生し、被害が生じたとき、地震災害に関する警戒宣言が発令されたとき又は愛知県西部で震度5弱以上の地震が発生したときは、災害予防及び災害応急対策を実施するため災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。 イ（略） (2)～(5)（略） 設置及び廃止通知先 <table><tr><td>愛知県</td><td>尾張県民事務所</td><td>電話 052-961-7211</td><td>FAX 052-951-9106</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">防災行政無線</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">602-1101(防災保安課)</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">FAX 602-1150(県民安全課)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 4 災害支援本部 (1) 設置 市長は、愛知県西部で震度5弱以上の地震が発生したときは、地域独自の災害支援対策を実施するため、防災拠点に災害支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。 (2)、(3)（略）			愛知県	尾張県民事務所	電話 052-961-7211	FAX 052-951-9106			防災行政無線				602-1101(防災保安課)				FAX 602-1150(県民安全課)			(略)	(略)			避難部※1 技術部公共土木班※1 消防公安部※1 教育総務課文化・生涯学習課 道路課 消防総務課 通信指令室 (うち管理職1名以上含む) 非常招集による 通常の勤務体制	※1は、災害対策本部の組織である。 (3)、(4)（略） 3 対策本部 (1) 設置 ア 市長は、市内で震度4以下の地震が発生し、被害が生じたとき、地震災害に関する警戒宣言が発令されたとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき又は愛知県西部で震度5弱以上の地震が発生したときは、災害予防及び災害応急対策を実施するため対策本部を設置する。 イ（略） (2)～(5)（略） 設置及び廃止通知先 <table><tr><td>愛知県</td><td>尾張県民事務所 防災安全課</td><td>電話 052-961-7211</td><td>FAX 052-951-9106</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">防災行政無線</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">602-1101</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">FAX 602-1150</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 4 支援本部 (1) 設置 市長は、愛知県西部で震度5弱以上の地震が発生したときは、地域独自の災害支援対策を実施するため、防災拠点に支援本部を設置する。 (2)、(3)（略）	愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	電話 052-961-7211	FAX 052-951-9106			防災行政無線				602-1101				FAX 602-1150			(略)	(略)		表記の整理	表記の整理	南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う体制の変更	表記の整理	表記の整理
愛知県	尾張県民事務所	電話 052-961-7211	FAX 052-951-9106																																																	
		防災行政無線																																																		
		602-1101(防災保安課)																																																		
		FAX 602-1150(県民安全課)																																																		
	(略)	(略)																																																		
愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	電話 052-961-7211	FAX 052-951-9106																																																	
		防災行政無線																																																		
		602-1101																																																		
		FAX 602-1150																																																		
	(略)	(略)																																																		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																														
		災害支援本部組織図 春日井市災害対策本部 「災害支援本部」 事務分掌 本部長 — 総務班長 — 総務班 (追加) 副部長 — 情報班長 — 1～6 (略) — 救護班長 — 情報班 1～3 (略) — 避難所班長 — 救護班 1～3 (略) — 避難所班長 — 避難所班 (略) 班 長 会 5 (略) 6 配備態勢等 (1) 配備態勢 ア～ウ (略) 本部配備態勢 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>設置組織</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr> <tr> <td>警戒体制</td><td>1、2 (略) (追加)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	警戒体制	1、2 (略) (追加)	(略)	(略)	(略)	災害支援本部組織図 春日井市災害対策本部 「災害支援本部」 事務分掌 部 長 — 総務班長 — 総務班 { 1 対策本部との連絡調整 に関すること 副部長 — 情報班長 — 2～7 (略) — 救護班長 — 情報班 1～3 (略) — 避難所班長 — 救護班 1～3 (略) — 避難所班長 — 避難所班 (略) 班 長 会 5 (略) 6 配備態勢等 (1) 配備態勢 ア～ウ (略) 本部配備態勢 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>設置組織</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備体制</td><td>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。</td><td>警戒本部</td><td>警戒本部員(道路課職員を除く)</td><td>1 被害情報の収集及び伝達 2 災害発生に対する準備処置</td></tr> <tr> <td>警戒体制</td><td>1、2 (略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容	準備体制	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。	警戒本部	警戒本部員(道路課職員を除く)	1 被害情報の収集及び伝達 2 災害発生に対する準備処置	警戒体制	1、2 (略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。	(略)	(略)	(略)	対策の追加 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う体制の追加 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う体制の追加
種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容																														
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)																														
警戒体制	1、2 (略) (追加)	(略)	(略)	(略)																														
種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容																														
準備体制	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。	警戒本部	警戒本部員(道路課職員を除く)	1 被害情報の収集及び伝達 2 災害発生に対する準備処置																														
警戒体制	1、2 (略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。	(略)	(略)	(略)																														

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考	
		第1次非常配備態勢	1、2 (略) (追加)	(略)	(略)	(略)	第1次非常配備態勢	1、2 (略) <u>3 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されたとき。</u>	(略)	(略)	(略)	南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う体制の追加	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		施設配備態勢					施設配備態勢						
		種別	施設名		配備要員		種別	施設名		配備要員		主な活動内容	表記の整理
		第2次非常配備態勢	知多公民館 青年の家 少年自然の家 清掃事業所 衛生プラント 配水管理事務所 各浄化センター クリーンセンター 市民病院		(略)		第2次非常配備態勢	清掃事業所 衛生プラント 配水管理事務所 各浄化センター クリーンセンター 市民病院 <u>防災拠点となる施設(補完施設を含む。)</u>		(略)		(略)	
			各保育園		(略)			各 <u>公立</u> 保育園		(略)		(略)	表記の整理
		(2) 配備の報告 配備状況の報告は、それぞれ次のとおり行う。 ア、イ (略) ウ 第2次非常配備態勢 (ア)、(イ) (略) (ウ) 施設長は、所属する支援本部に報告する。 (3)、(4) (略) (5) 職員の心構え ア、イ (略) ウ 職員は、配備基準に定める震度の地震を確認したとき、災害が発生したとき、東海地震注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発令されたときは、配備命令がない場合で											
		(2) 配備の報告 配備状況の報告は、それぞれ次のとおり行う。 ア、イ (略) ウ 第2次非常配備態勢 (ア)、(イ) (略) (ウ) 施設長は、所属する <u>圏域</u> の支援本部に報告する。 (3)、(4) (略) (5) 職員の心構え ア、イ (略) ウ 職員は、配備基準に定める震度の地震を確認したとき、災害が発生したとき、東海地震注意情報が発表されたとき、警戒宣言が発令されたとき又は南海トラフ地震臨時情報											
		対策の追加											

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																																																																						
		あっても、自らの判断で定められた場所へ自主参集すること。	((定例)を除く。)が発表されたときは、配備命令がない場合であっても、自らの判断で定められた場所へ自主参集すること。																																																																																																																																																							
115	8	第2節 広域応援等の要請及び受入れ 3 他の市町村長に対する応援要求 (略) (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局 <table border="1"> <tr> <th>市町名</th><th>担当部課名</th><th>住所</th><th>連絡先</th><th>電話</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>F A X</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>防災行政無線電話</td></tr> <tr> <td>犬山市</td><td>市民部 <u>地域安全課</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>江南市</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>小牧市</td><td><u>総務部</u> 危機管理課</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>岩倉市</td><td><u>総務部</u> 危機管理課</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>大口町</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>扶桑町</td><td>総務部 総務課</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> </table> ア、イ (略) (2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局 <table border="1"> <tr> <th>市町名</th><th>担当部課名</th><th>住所</th><th>連絡先</th><th>電話</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>F A X</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>防災行政無線電話</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>小牧市</td><td><u>総務部</u> 危機管理課</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話					F A X					防災行政無線電話	犬山市	市民部 <u>地域安全課</u>	(略)	(略)		江南市	(略)	(略)	(略)		小牧市	<u>総務部</u> 危機管理課	(略)	(略)		岩倉市	<u>総務部</u> 危機管理課	(略)	(略)		大口町	(略)	(略)	(略)		扶桑町	総務部 総務課	(略)	(略)		市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話					F A X					防災行政無線電話	(略)	(略)	(略)	(略)		小牧市	<u>総務部</u> 危機管理課	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		第2節 広域応援等の要請及び受入れ 3 他の市町村長に対する応援要求 (略) (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局 <table border="1"> <tr> <th>市町名</th><th>担当部課名</th><th>住所</th><th>連絡先</th><th>電話</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>F A X</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>防災行政無線電話</td></tr> <tr> <td>犬山市</td><td>市民部 <u>(防災監)</u> <u>防災交通課</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>江南市</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>小牧市</td><td><u>市民生活部</u> <u>防災危機管理課</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>岩倉市</td><td>総務部 <u>協働安全課</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>大口町</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>扶桑町</td><td>総務部 <u>災害対策室</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> </table> ア、イ (略) (2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局 <table border="1"> <tr> <th>市町名</th><th>担当部課名</th><th>住所</th><th>連絡先</th><th>電話</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>F A X</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>防災行政無線電話</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>小牧市</td><td><u>市民生活部</u> <u>防災危機管理課</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話					F A X					防災行政無線電話	犬山市	市民部 <u>(防災監)</u> <u>防災交通課</u>	(略)	(略)		江南市	(略)	(略)	(略)		小牧市	<u>市民生活部</u> <u>防災危機管理課</u>	(略)	(略)		岩倉市	総務部 <u>協働安全課</u>	(略)	(略)		大口町	(略)	(略)	(略)		扶桑町	総務部 <u>災害対策室</u>	(略)	(略)		市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話					F A X					防災行政無線電話	(略)	(略)	(略)	(略)		小牧市	<u>市民生活部</u> <u>防災危機管理課</u>	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		表記の整理 表記の整理
市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話																																																																																																																																																						
				F A X																																																																																																																																																						
				防災行政無線電話																																																																																																																																																						
犬山市	市民部 <u>地域安全課</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																							
江南市	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																							
小牧市	<u>総務部</u> 危機管理課	(略)	(略)																																																																																																																																																							
岩倉市	<u>総務部</u> 危機管理課	(略)	(略)																																																																																																																																																							
大口町	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																							
扶桑町	総務部 総務課	(略)	(略)																																																																																																																																																							
市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話																																																																																																																																																						
				F A X																																																																																																																																																						
				防災行政無線電話																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																							
小牧市	<u>総務部</u> 危機管理課	(略)	(略)																																																																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																							
市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話																																																																																																																																																						
				F A X																																																																																																																																																						
				防災行政無線電話																																																																																																																																																						
犬山市	市民部 <u>(防災監)</u> <u>防災交通課</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																							
江南市	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																							
小牧市	<u>市民生活部</u> <u>防災危機管理課</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																							
岩倉市	総務部 <u>協働安全課</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																							
大口町	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																							
扶桑町	総務部 <u>災害対策室</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																							
市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話																																																																																																																																																						
				F A X																																																																																																																																																						
				防災行政無線電話																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																							
小牧市	<u>市民生活部</u> <u>防災危機管理課</u>	(略)	(略)																																																																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																							

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考															
		日進市	総務部 危機管理課	(略)	(略)	日進市	生活安全部 防災交通課	(略)	(略)	施行時特例市 災害時相互応 援協定の締結 に伴う修正															
		清須市	総務部 防災行政課	(略)	(略)	清須市	危機管理部 危機管理課	(略)	(略)																
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																
		(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和元年度は、一宮市が代表市となっている。 ア 応援の種類 (ア) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 (イ) (略) (ウ) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供 (エ) その他特に必要と認めるもの イ 要請時に連絡すべき事項 (ア) 被害状況 (イ) (略) (ウ) 職員の職種及び人員並びに業務内容 (エ)、(オ) (略) (追加) ウ 代表市の防災担当部署 西日本ブロック代表市 一宮市				(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和2年度は、本市が代表市となっているため、被災した場合は、副代表市である岸和田市へ応援を要請する。 ア 応援の種類 (ア) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 (イ) (略) (ウ) 災害応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供 (エ) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの イ 要請時に連絡すべき事項 (ア) 被害の状況 (イ) (略) (ウ) 職員の職種及び人数並びに業務内容 (エ)、(オ) (略) (カ) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項 ウ 副代表市の防災担当部署 Cブロック副代表市 岸和田市																			
		<table><tr><td>担当課</td><td>住所</td><td>連絡先</td><td>電話 FAX</td></tr><tr><td>総務部 危機管理課</td><td>愛知県一宮市本町2丁目 5番6号</td><td>0586-28-8959 0586-73-9212</td><td></td></tr></table> 資料 「様式・資料集」特例市災害時相互応援に関する協定書 (資料5-2)				担当課	住所	連絡先	電話 FAX	総務部 危機管理課	愛知県一宮市本町2丁目 5番6号	0586-28-8959 0586-73-9212		<table><tr><td>担当課</td><td>住所</td><td>連絡先</td><td>電話 FAX</td></tr><tr><td>危機管理部 危機管理課</td><td>大阪府岸和田市岸城町7 番1号</td><td>072-423-9437 072-423-6933</td><td></td></tr></table> 資料 「様式・資料集」施行時特例市災害時相互応援に関する協定書(資料5-2)				担当課	住所	連絡先	電話 FAX	危機管理部 危機管理課	大阪府岸和田市岸城町7 番1号	072-423-9437 072-423-6933	
担当課	住所	連絡先	電話 FAX																						
総務部 危機管理課	愛知県一宮市本町2丁目 5番6号	0586-28-8959 0586-73-9212																							
担当課	住所	連絡先	電話 FAX																						
危機管理部 危機管理課	大阪府岸和田市岸城町7 番1号	072-423-9437 072-423-6933																							

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
122	13	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ 自衛隊災害派遣要請系統図 自衛隊派遣要請の依頼※1 尾張方面本部 (災対法第68条の2第1項) 市長 知事に依頼ができないとき 被害状況の通知※2 (災対法第68条の2第2項) 被害状況の通知※2 (災対法第68条の2第1項) 情報収集 派遣要請 知事 陸上自衛隊第10師団長 第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令) 航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令) ※1 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（県民事務所等）へも連絡すること。 ※2 災害の状況等を自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ 自衛隊災害派遣要請系統図 自衛隊派遣要請の依頼※1 尾張方面本部 (災対法第68条の2第1項) 市長 知事に依頼ができないとき 被害状況の通知※2 (災対法第68条の2第2項) 被害状況の通知※2 (災対法第68条の2第1項) 情報収集 派遣要請 知事 陸上自衛隊第10師団長 第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令) 航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令) ※1 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（県民事務所等）へも連絡すること。 ※2 災害の状況等を自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。	表記の整理
125	9	第4節 ボランティアとの連携 2 ボランティアコーディネーター (1) (略) (2) ボランティア部は、災害救援ボランティアセンター及び災害救援地域ボランティアセンターのボランティアコーディネーターと連携し、ライフラインの復旧、仮設住宅への入居状況等を判断し、適当な時期以降は地域の自主的な活動へ移行ができるよう努める。 3 ボランティア団体等との連携 市及び県は、<u>社会福祉協議会</u>、市内及び市外から被災地入りしているNPO等<u>のボランティア団体</u>と、情報を共有する場を<u>設置する</u>などし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。	第4節 ボランティアとの連携 2 ボランティアコーディネーター (1) (略) (2) ボランティア部は、災害救援ボランティアセンター、災害救援地域ボランティアセンター及びNPO・ボランティア関係団体のボランティアコーディネーターと連携し、ライフラインの復旧、仮設住宅への入居状況等を判断し、適当な時期以降は地域の自主的な活動へ移行ができるよう努める。 3 ボランティア団体等との連携 市及び県は、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。 <u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u>	表記の整理 対策の追加
126	26	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 3 通信の運用 (1)、(2) (略)	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 3 通信の運用 (1)、(2) (略)	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考				
		(3) 直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。 <table><tr><td>機関名</td><td>春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 <u>中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー春日井営業所</u> 東邦ガス株式会社春日井営業所</td></tr></table> (4) (略) 4 有線途絶時の措置 県災害対策本部へ通じる非常通信ルート 名古屋市内無線局 春日井市（災害対策本部） 春日井保健所 愛知用水水道事務所高蔵寺浄水場 中部地方整備局名古屋国道事務所 名古屋国道維持第2出張所 庄内川河川事務所 春日井警察署 中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー春日井営業所 東邦ガス株式会社春日井営業所 尾張建設事務所 愛 知 県 (災害対策本部) 中部地方整備局 愛知県警察本部 中部電力株式会社本社 東邦ガス株式会社本社	機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 <u>中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー春日井営業所</u> 東邦ガス株式会社春日井営業所	(3) 直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。 <table><tr><td>機関名</td><td>春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 <u>中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所</u> 東邦ガス株式会社春日井営業所</td></tr></table> (4) (略) 4 有線途絶時の措置 県災害対策本部へ通じる非常通信ルート 名古屋市内無線局 春日井市（災害対策本部） 春日井保健所 愛知用水水道事務所高蔵寺浄水場 中部地方整備局名古屋国道事務所 名古屋国道維持第2出張所 庄内川河川事務所 春日井警察署 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガス株式会社春日井営業所 尾張建設事務所 愛 知 県 (災害対策本部) 中部地方整備局 愛知県警察本部 中部電力株式会社本社 東邦ガス株式会社本社	機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 <u>中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所</u> 東邦ガス株式会社春日井営業所	表記の整理 <
機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 <u>中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー春日井営業所</u> 東邦ガス株式会社春日井営業所							
機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 <u>中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所</u> 東邦ガス株式会社春日井営業所							

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																									
		震度情報ネットワーク システムによる震度情報系統 名古屋地方気象台 愛知県 中部管区 警察局 日本放送 協会名古屋放送局 報道機関 県防災行政無線 計測震度計 (春日井市) 愛知県警察本部 春日井警察署 春日井市 ・ 市民安全課 ・ 通信指令室 放送 放送等 市 民 等	震度情報ネットワーク システムによる震度情報系統 名古屋地方気象台 愛知県 追加 中部管区 警察局 日本放送 協会名古屋放送局 報道機関 県防災行政無線 計測震度計 (春日井市) 愛知県警察本部 春日井警察署 春日井市 ・ 市民安全課 ・ 通信指令室 放送 放送等 市 民 等	対策の追加																									
133	10	第3節 被害情報の収集及び伝達 1 情報の収集及び伝達 (1)、(2) (略) (3) 情報収集・伝達項目 <table><tr><th>収集・伝達の対象となる被害等</th><th>伝達内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">建物被害</td><td>全壊</td></tr><tr><td>(追加)</td></tr><tr><td>半壊</td></tr><tr><td>(追加)</td></tr><tr><td></td><td>第10号様式によること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 2 被災建物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	収集・伝達の対象となる被害等	伝達内容	(略)	(略)	建物被害	全壊	(追加)	半壊	(追加)		第10号様式によること。	(略)	(略)	第3節 被害情報の収集及び伝達 1 情報の収集及び伝達 (1)、(2) (略) (3) 情報収集・伝達項目 <table><tr><th>収集・伝達の対象となる被害等</th><th>伝達内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">建物被害</td><td>全壊</td></tr><tr><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>半壊</td></tr><tr><td>準半壊</td></tr><tr><td>準半壊に至らない (一部損壊)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 2 被災建物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	収集・伝達の対象となる被害等	伝達内容	(略)	(略)	建物被害	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)	(略)	(略)	被害認定基準 の変更に伴う 修正
収集・伝達の対象となる被害等	伝達内容																												
(略)	(略)																												
建物被害	全壊																												
	(追加)																												
	半壊																												
	(追加)																												
	第10号様式によること。																												
(略)	(略)																												
収集・伝達の対象となる被害等	伝達内容																												
(略)	(略)																												
建物被害	全壊																												
	大規模半壊																												
	半壊																												
	準半壊																												
	準半壊に至らない (一部損壊)																												
(略)	(略)																												

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
		(1) 被災建物の応急危険度判定 被災した建物は、余震等で倒壊・破損し、市民の生命に危険が及ぶおそれがある。こうした二次災害を未然に防止するため、技術部に応急危険度判定班を設置するとともに必要に応じて県に応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。また、判定結果を表示することで、建物の所有者等に注意を喚起する。 (2) 被災宅地の危険度判定 県及び関係機関と協力して被災宅地の危険度判定を行い、必要に応じて宅地の保全指導を実施する。 3 建物の被害認定 (1) (略) (2) 認定基準 <table><tr><td>住家全壊（全焼・全流失）</td><td>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</td></tr><tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr></table>	住家全壊（全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	(追加)	(追加)	(1) 被災建物の応急危険度判定 被災した建物は、余震等で倒壊・破損し、市民の生命に危険が及ぶおそれがある。こうした二次災害を未然に防止するため、技術部に応急危険度判定実施本部を設置し、技術部内の応急危険度判定士の資格を有する職員は、民間応急危険度判定士のコーディネートをするとともに必要に応じて県に応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。また、判定結果を表示することで、建物の所有者等に注意を喚起する。 (2) 被災宅地の危険度判定 実施本部を設置し、技術部内の被災宅地危険度判定士の資格を有する職員は県及び関係機関と協力して被災宅地の危険度判定を行い、必要に応じて宅地の保全指導を実施する。 3 建物の被害認定 (1) (略) (2) 認定基準 <table><tr><td>全壊</td><td>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住</td></tr></table>	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住	対策の追加 対策の追加 被害認定基準の変更に伴う修正
住家全壊（全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。											
(追加)	(追加)											
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。											
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住											

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考			
								<u>することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。</u>				表記の整理 被害認定基準の変更に伴う修正 表記の整理 愛知県の体制変更に伴う修正			
		<u>住家半壊（半焼）</u>	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。				半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度の <u>もの</u> で、具体的には、 <u>損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。</u>							
		(追加)	(追加)				<u>準半壊</u>	<u>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。</u>							
		一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。				<u>準半壊に至らない（一部損壊）</u>	上のいずれにも至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。							
		4、5（略） 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先					4、5（略） 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先								
		区分	第 1 非常配備	第 2 非常配備（準備体制）	(追加)	第 2 非常配備（警戒体制）	第 3 非常配備	区分	第 1 非常配備	第 2 非常配備（準備体制）	<u>第 2 非常配備（準備強化体制）</u>	第 2 非常配備（警戒体制）	第 3 非常配備		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		愛知県災害対策本部への連絡先					愛知県災害対策本部への連絡先								
			平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備（準備体制）	(追加)	第 2 非常配備（警戒 <u>態勢</u> ）	第 3 非常配備		平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備（準備体制）	<u>第 2 非常配備（準備強化体制）</u>	第 2 非常配備（警戒 <u>体制</u> ）	第 3 非常配備
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
143	2	第 4 節 市民への広報及び相談窓口					第 4 節 市民への広報及び相談窓口								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																														
		4 広報の手段 (1)、(2) (略) (3) 多様な情報伝達手段の活用 臨時広報紙等の配布、掲示板やW e b サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。	4 広報の手段 (1)、(2) (略) (3) 多様な情報伝達手段の活用 臨時広報紙等の配布、掲示板やW e b サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、 <u>停電や通信障害発生時は被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。</u>	対策の追加																														
151	7	第3章 消防・救助活動 第3節 広域応援の要請 5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 <table><tr><td></td><td>協定名称</td><td>協定機関</td></tr><tr><td>1</td><td>愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5－40)</td><td>県内 37 市町村・消防組合</td></tr><tr><td>2</td><td>消防相互応援協定 (資料5－41)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3</td><td>愛知県下高速道路における消防相互 応援協定 (資料5－45)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4</td><td>愛知県名古屋飛行場及びその周辺に おける消防活動に関する業務協定 (資 料5－42)</td><td>(略)</td></tr></table>		協定名称	協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5－40)	県内 37 市町村・消防組合	2	消防相互応援協定 (資料5－41)	(略)	3	愛知県下高速道路における消防相互 応援協定 (資料5－45)	(略)	4	愛知県名古屋飛行場及びその周辺に おける消防活動に関する業務協定 (資 料5－42)	(略)	第3章 消防・救助活動 第3節 広域応援の要請 5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 <table><tr><td></td><td>協定名称</td><td>協定機関</td></tr><tr><td>1</td><td>愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5－41)</td><td>県内 34 市町村・消防組合(略)</td></tr><tr><td>2</td><td>消防相互応援協定 (資料5－42)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3</td><td>愛知県名古屋飛行場及びその周辺に おける消防活動に関する業務協定(資 料5－43)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4</td><td>愛知県下高速道路における消防相互 応援協定 (資料5－46)</td><td>(略)</td></tr></table>		協定名称	協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5－41)	県内 34 市町村・消防組合(略)	2	消防相互応援協定 (資料5－42)	(略)	3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺に おける消防活動に関する業務協定(資 料5－43)	(略)	4	愛知県下高速道路における消防相互 応援協定 (資料5－46)	(略)	表記の整理
	協定名称	協定機関																																
1	愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5－40)	県内 37 市町村・消防組合																																
2	消防相互応援協定 (資料5－41)	(略)																																
3	愛知県下高速道路における消防相互 応援協定 (資料5－45)	(略)																																
4	愛知県名古屋飛行場及びその周辺に おける消防活動に関する業務協定 (資 料5－42)	(略)																																
	協定名称	協定機関																																
1	愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5－41)	県内 34 市町村・消防組合(略)																																
2	消防相互応援協定 (資料5－42)	(略)																																
3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺に おける消防活動に関する業務協定(資 料5－43)	(略)																																
4	愛知県下高速道路における消防相互 応援協定 (資料5－46)	(略)																																
152	14	第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 【消防公安部】 1 (略) (追加)	第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 【本部事務局部、動員部、消防公安部】 1 (略) 2 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、 <u>庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</u> また、市及び県は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	表記の整理 対策の追加																														

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>2</u> (略)	<u>3</u> (略)	
156	17	第4章 救援及び救護 第1節 避難 4 避難所の開設 地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u> <u>また、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとするが、避難所が危険で不適当となった場合は、別の避難所に移送する。 (1)～(3) (略) 5 避難所の管理運営 (追加) (1)、(2) (略) (3) 職員は、避難所の自治組織の結成を促し、避難者がお互いに助け合う自主的な避難所<u>生活</u>が行えるよう支援する。 (4)～(6) (略) (7) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。	第4章 救援及び救護 第1節 避難 4 避難所の開設 地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための避難所を必要に応じて開設するものとし、<u>避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u> <u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u> <u>あわせて、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとするが、避難所が危険で不適当となった場合は、別の避難所に移送する。 (1)～(3) (略) 5 避難所の管理運営 市は、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u> (1)、(2) (略) (3) 職員は、避難所の自治組織の結成を促し、避難者がお互いに助け合う自主的な避難所<u>運営</u>が行えるよう支援する。 (4)～(6) (略) (7) <u>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</u> <u>また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けら</u>	対策の追加 対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
		(8)～(11) (略) (追加)	<u>れるよう、連携に努めるものとする。</u> (8)～(11) (略) <u>(12) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u> <u>(13) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>	対策の追加 対策の追加								
160	13	第2節 給水 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書 (資料5－ <u>36</u>) 水道事故等による相互応援協定 (資料5－ <u>37</u>) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書 (資料5－ <u>38</u>) 災害時における飲料水の供給に関する協定 (資料5－ <u>39</u>) 災害時における物資調達に関する協 (資料5－ <u>55</u> 、 <u>56</u> 、 <u>58</u> ～ <u>60</u>) 災害時における支援協力に関する協定 (資料5－ <u>68</u> 、 <u>69</u> 、 <u>75</u> 、 <u>76</u>)	第2節 給水 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書 (資料5－ <u>37</u>) 水道事故等による相互応援協定 (資料5－ <u>38</u>) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書 (資料5－ <u>39</u>) 災害時における飲料水の供給に関する協定 (資料5－ <u>40</u>) 災害時における物資調達に関する協 (資料5－ <u>56</u> 、 <u>57</u> 、 <u>59</u> ～ <u>61</u>) 災害時における支援協力に関する協定 (資料5－ <u>69</u> 、 <u>70</u> 、 <u>76</u> 、 <u>77</u>)	表記の整理								
162	30	第3節 食糧 2 炊出し (1) (略) (2) 炊出しの方法 ア～ウ (略) エ 各調理場においては、施設の状況に応じ、炊出しを行う。 3 (略) 4 食糧等の調達に関する協定 <table><tr><td>協定先</td><td>物資の種別</td></tr><tr><td>尾張中央農業共同組合</td><td>(略)</td></tr></table>	協定先	物資の種別	尾張中央農業共同組合	(略)	第3節 食糧 2 炊出し (1) (略) (2) 炊出しの方法 ア～ウ (略) エ 各調理場 <u>(前並・稲口・白山・東部)</u> においては、施設の状況に応じ、炊出しを行う。 3 (略) 4 食糧等の調達に関する協定 <table><tr><td>協定先</td><td>物資の種別</td></tr><tr><td>尾張中央農業共同組合</td><td>(略)</td></tr></table>	協定先	物資の種別	尾張中央農業共同組合	(略)	表記の整理
協定先	物資の種別											
尾張中央農業共同組合	(略)											
協定先	物資の種別											
尾張中央農業共同組合	(略)											

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考												
		(4) (略) 3、4 (略) 5 物資の調達に関する協定 <table><tr><th>協定先</th><th>物資の種別</th></tr><tr><td>尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち (追加) 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン 春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 <u>株式会社カーマ</u> 株式会社ケーヨー <u>株式会社エンチャー</u> 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス</td><td>(略)</td></tr><tr><td>株式会社赤ちゃん本舗 <u>株式会社赤ちゃんデパート水谷</u></td><td>(略)</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料 3－2） 災害時における物資調達に関する協定（資料 5－<u>55</u>～<u>61</u>、<u>65</u>） 災害時における支援協力に関する協定（資料 5－<u>68</u>～<u>71</u>、<u>75</u>、<u>76</u>）	協定先	物資の種別	尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち (追加) 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン 春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 <u>株式会社カーマ</u> 株式会社ケーヨー <u>株式会社エンチャー</u> 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス	(略)	株式会社赤ちゃん本舗 <u>株式会社赤ちゃんデパート水谷</u>	(略)	<u>被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。</u> (4) (略) 3、4 (略) 5 物資の調達に関する協定 <table><tr><th>協定先</th><th>物資の種別</th></tr><tr><td>尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち <u>名古屋勤労市民生活協同組合</u> 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン 春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 <u>D C Mカーマ株式会社</u> 株式会社ケーヨー (削除) 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス</td><td>(略)</td></tr><tr><td>株式会社赤ちゃん本舗 (削除)</td><td>(略)</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料 3－2） 災害時における物資調達に関する協定（資料 5－<u>56</u>～<u>62</u>、<u>66</u>） 災害時における支援協力に関する協定（資料 5－<u>69</u>～<u>72</u>、<u>76</u>、<u>77</u>）	協定先	物資の種別	尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち <u>名古屋勤労市民生活協同組合</u> 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン 春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 <u>D C Mカーマ株式会社</u> 株式会社ケーヨー (削除) 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス	(略)	株式会社赤ちゃん本舗 (削除)	(略)	表記の整理 社名の変更による修正 協定の解消による修正 協定の解消による修正 表記の整理
協定先	物資の種別															
尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち (追加) 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン 春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 <u>株式会社カーマ</u> 株式会社ケーヨー <u>株式会社エンチャー</u> 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス	(略)															
株式会社赤ちゃん本舗 <u>株式会社赤ちゃんデパート水谷</u>	(略)															
協定先	物資の種別															
尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち <u>名古屋勤労市民生活協同組合</u> 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン 春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 <u>D C Mカーマ株式会社</u> 株式会社ケーヨー (削除) 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス	(略)															
株式会社赤ちゃん本舗 (削除)	(略)															
167	8	第 5 節 医療 1 医療活動 (1)～(4) (略) (5) <u>地域災害医療対策会議</u>への参画 県が 2 次医療圏ごとに設置する<u>地域災害医療対策会議</u>に参	第 5 節 医療 1 医療活動 (1)～(4) (略) (5) <u>保健医療調整会議</u>への参画 県が 2 次医療圏等の区域ごとに設置する<u>保健医療調整会議</u>	表記の整理												

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。 2 (略) 3 医薬品等の確保 (1)～(3) (略) (4) 災害の状況等により医薬品等が不足するときは、2次医療圏ごとに設置される<u>地域災害医療対策会議</u>に対し調達の要請を行う。 (5) (略) 4～6 (略) <u>7 災害救助法の適用</u> <u>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> 資料 「様式・資料集」医療施設等（資料2－4） 災害医療救護に関する協定（資料5－<u>47</u>） 災害歯科医療救護に関する協定（資料5－<u>48</u>） 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定（資料5－<u>49</u>） 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書（資料5－<u>50</u>）	に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。 2 (略) 3 医薬品等の確保 (1)～(3) (略) (4) 災害の状況等により医薬品等が不足するときは、2次医療圏等の<u>区域</u>ごとに設置される<u>保健医療調整会議</u>に対し調達の要請を行う。 (5) (略) 4～6 (略) <u>(削除)</u> 資料 「様式・資料集」医療施設等（資料2－4） 災害医療救護に関する協定（資料5－<u>48</u>） 災害歯科医療救護に関する協定（資料5－<u>49</u>） 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定（資料5－<u>50</u>） 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書（資料5－<u>51</u>）	表記の整理 表記の整理 表記の整理
170	27	第6節 住宅の確保 2 <u>県及び市</u>における措置 (1)～(3) (略)	第6節 住宅の確保 2 <u>市及び県</u>における措置 (1)～(3) (略)	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(4) 応急仮設住宅の建設 ア、イ (略) ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。 ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。 (5)、(6) (略) <u>3 災害救助法の適用等</u> (1) <u>災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> (2) <u>災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。</u> <u>4 (略)</u> <u>5 被災住宅の応急修理</u> (1) <u>修理の対象住家</u> <u>住家が半壊又は半焼し、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。</u> (2)～(5) (略) <u>(6) 給付対象者の範囲</u> <u>半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u> <u>(7) 災害救助法の適用</u> <u>ア 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災	(4) 応急仮設住宅の建設 ア、イ (略) ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。 ただし、状況に応じて、<u>知事</u>の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。 (5)、(6) (略) <u>(削除)</u> <u>3 (略)</u> <u>4 被災住宅の応急修理</u> (1) <u>応急修理を受ける者の範囲</u> <u>ア 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u> (2)～(5) (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>害救助法施行細則による。</u> <u>イ 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。(略)</u> <u>6 (略)</u>	<u>5 (略)</u>	
178	9	第8節 遺体の処理 1～4 (略) 5 応援要求 自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資器材について応援を要求する。 6、7 (略) 8 遺体の埋火葬 (1)～(5) (略) <u>(6) 応援要求</u> <u>自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資器材について応援を要請する。</u> <u>この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあつては、当該協定によるものとする。</u> <u>さらに、必要に応じて県への応援を要求する。</u>	第8節 遺体の処理 1～4 (略) 5 応援要求 自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資器材について応援を要求する。 <u>この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあつては、当該協定によるものとする。</u> 6、7 (略) 8 遺体の埋火葬 (1)～(5) (略) <u>(削除)</u>	表記の整理

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		(追加)	(追加)	株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋	輸送車両の供給	協定の締結による追加
		ウ (略) (5)～(7) (略) 2 (略) 資料 「様式・資料集」要配慮者搬送用公用車(資料4-2) 災害時における物資調達に関する協定 (資料5-55～60、62、65) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定(資料5-66) 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定(資料5-67) 災害時における人員輸送に関する協定 (資料5-25、26) (追加) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領(資料6-4)		ウ (略) (5)～(7) (略) 2 (略) 資料 「様式・資料集」要配慮者搬送用公用車(資料4-2) 災害時における物資調達に関する協定 (資料5-56～61、63、66) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定(資料5-67) 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定(資料5-68) 災害時における人員輸送に関する協定 (資料5-25、26) <u>災害時における自動車等の提供に関する協定(資料5-27)</u> 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領(資料6-4)		表記の整理 協定の締結による追加
183	7	第5章 要配慮者対策 第1節 支援対策 災害時に特別の配慮を要する高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者への情報伝達を行うとともに、安否確認、避難誘導を実施するものとする。 被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的な人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。 1 避難行動要支援者の避難支援 (1) 避難のための情報伝達 避難行動要支援者に対しては、広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつては、その障がい区分等に配慮した多様な手段を用		第5章 要配慮者対策 第1節 支援対策 災害時に特別の配慮を要する高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者への情報伝達を行うとともに、安否確認、避難誘導を実施するものとする。 被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。 1 避難行動要支援者の避難支援 (1) 避難のための情報伝達 避難行動要支援者に対しては、外部放送設備や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつては、その障がい区分等に配慮した		表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		いて情報伝達を行う。 (2)～(4) (略) 2 (略) 3 情報の提供 ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する効果的な情報の提供に努める。 (追加)	多様な手段を用いて情報伝達を行う。 (2)～(4) (略) 2 (略) 3 情報の提供 ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する効果的な情報の提供に努める。 <u>(1) 紙おむつ、車椅子等の日常生活用品の支給情報</u> <u>(2) 福祉施設、福祉サービスの情報</u> <u>(3) 介護人の派遣、訪問看護等の情報</u> <u>(4) 人工透析等の医療情報</u> <u>(5) 仮設住宅等の情報</u>	表記の整理
185	10	第2節 要配慮者への対応 4 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (1) (略) <u>(2) 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u> <u>(3)、(4) (略)</u> 5 (略) (追加)	第2節 要配慮者への対応 4 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (1) (略) <u>(削除)</u> <u>(2)、(3) (略)</u> 5 (略) 資料 <u>「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入に関する協定(資料5-55)</u>	表記の整理 表記の整理
188	9	第6章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5-<u>31</u>、<u>33</u>)	第6章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5-<u>32</u>、<u>34</u>)	表記の整理
188	13	第2節 ライフライン 上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。 ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。	第2節 ライフライン 上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。 ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。 <u>また、市、県、国及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うた</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。 1 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料 5 - <u>32</u>) 2 (略) 3 電力 (1) 活動体制 中部電力株式会社は、災害の状況に応じ、非常災害対策本部等を設置し、被害復旧等の応急対策を実施する。 (2)～(4) (略) (追加) 4、5 (略) 6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 ア～エ (略) (2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社 緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに	<u>め、現地作業調整会議を開催するものとする。</u> なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。 1 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料 5 - <u>33</u>) 2 (略) 3 電力 (1) 活動体制 中部電力株式会社、<u>中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社及び株式会社JERA</u>は、災害の状況に応じ、非常災害対策本部等を設置し、被害復旧等の応急対策を実施する。 (2)～(4) (略) <u>(5) 被災者等への情報伝達</u> <u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。</u> 4、5 (略) 6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u> ア～エ (略) (2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社 緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに	表記の整理 表記の整理 対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		応急復旧を行う。 (3) (略) (追加)	応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u> (3) (略) (4) 被災者等への情報伝達 <u>電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u>	対策の追加 対策の追加
194	4	第 7 章 交通対策及び災害警備 第 1 節 交通障害物の撤去 災害時の応急対策を円滑に実施するため、道路障害物の撤去、路上放置車両等に対する必要な措置を行い、緊急通行車両の通行を確保する。 1 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定（資料 5－<u>31</u>、<u>32</u>、<u>33</u>）	第 7 章 交通対策及び災害警備 第 1 節 交通障害物の撤去 災害時の応急対策を円滑に実施するため、道路障害物の撤去、路上放置車両等に対する必要な措置を行い、緊急通行車両の通行を確保する。 <u>また、ライフライン施設の応急復旧を行うため、市、県、国及びライフライン事業者等で実施する合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</u> 1 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定（資料 5－<u>32</u>～<u>34</u>）	対策の追加 表記の整理
205	4	第 8 章 廃棄物対策 第 1 節 ごみ・し尿対策 (略) 資料 「様式・資料集」清掃施設・設備（資料 2－5） ごみ処理相互応援に関する協定（資料 5－<u>78</u>） 災害時におけるフロン類の回収に関する協定（資料 5－<u>79</u>） 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料 5－<u>80</u>～<u>83</u>） 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料 5－<u>84</u>） 第 2 節 がれき対策	第 8 章 廃棄物対策 第 1 節 ごみ・し尿対策 (略) 資料 「様式・資料集」清掃施設・設備（資料 2－5） ごみ処理相互応援に関する協定（資料 5－<u>79</u>） 災害時におけるフロン類の回収に関する協定（資料 5－<u>80</u>） 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料 5－<u>81</u>～<u>84</u>） 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料 5－<u>85</u>） 第 2 節 がれき対策	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		1 流入した土石等の障害物の除去 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料 5 - 31、33) 障害物除去状況記録簿 (第 25 号様式)	1 流入した土石等の障害物の除去 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料 5 - 32、34) 障害物除去状況記録簿 (第 25 号様式)	表記の整理
209	19	第 9 章 教育対策 第 1 節 学校教育の早期再開 5 学校給食 (1) 学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、調理場等の復旧に努める。 なお、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。 (2) 学校給食は、調理場の施設で被災者の炊出しを実施する場合、感染症等の危険の発生が予測される場合その他給食の実施が適当でないと認められる場合は、一時中断する。	第 9 章 教育対策 第 1 節 学校教育の早期再開 5 学校給食 (1) 学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、<u>各調理場 (前並・稲口・白山・東部)</u> 等の復旧に努める。 なお、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。 (2) 学校給食は、<u>各調理場 (前並・稲口・白山・東部)</u> の施設で被災者の炊出しを実施する場合、感染症等の危険の発生が予測される場合その他給食の実施が適当でないと認められる場合は、一時中断する。	表記の整理
212	6	第 10 章 災害救助法の適用 2 救助の種類 救助法が適用された場合の救助は、知事が実施するものであるが、救助法第 16 条の規定に基づき、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、救助法第 13 条の規定に基づき、市長が知事の委任を受けて実施する。 (追加) (略) 3 救助の程度、方法等 救助の<u>程度</u>、<u>方法等</u>は、災害救助法施行細則の規定による。	第 10 章 災害救助法の適用 2 救助の種類 救助法が適用された場合の救助は、知事が実施するものであるが、救助法第 16 条の規定に基づき、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、救助法第 13 条の規定に基づき、市長が知事の委任を受けて実施する。 <u>また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法支援配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u> (略) 3 救助の程度、方法等 救助の<u>対象</u>、<u>方法</u>、<u>経費及び期間</u>については、災害救助法施行細則の規定による。	対策の追加 表記の整理
214	16	第 5 編 災害復旧・復興計画 第 1 章 市民生活安定のための緊急措置 第 1 節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付	第 5 編 災害復旧・復興計画 第 1 章 市民生活安定のための緊急措置 第 1 節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																				
		(略) 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 (略)	(略) 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 <u>あわせて、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u> (略)	対策の追加																																				
237	24	資料 5 災害対策本部組織体制・事務分掌 <table><tr><th>部 長 総括責任者</th><th>担当課</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>本部事務局部 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>「総務班」 総務課</td><td>1、2 (略) <u>3 各種応援受入状況の集約に すること。</u> <u>4～10</u> (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>動員部 (略)</td><td>人事課</td><td>1～5 (略) (追加) <u>6</u> (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	部 長 総括責任者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部 (略)	(略)	(略)		「総務班」 総務課	1、2 (略) <u>3 各種応援受入状況の集約に すること。</u> <u>4～10</u> (略)	(略)	(略)	(略)	動員部 (略)	人事課	1～5 (略) (追加) <u>6</u> (略)	(略)	(略)	(略)	資料 5 災害対策本部組織体制・事務分掌 <table><tr><th>部 長 総括責任者</th><th>担当課</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>本部事務局部 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>「総務班」 総務課</td><td>1、2 (略) <u>(削除)</u> <u>3～9</u> (略) <u>10 庁舎駐車場の確保、エレベ ーターの稼動指示に 関すること。</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>動員部 (略)</td><td>人事課</td><td>1～5 (略) <u>6 各種応援受入状況の集約に すること。</u> <u>7</u> (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	部 長 総括責任者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部 (略)	(略)	(略)		「総務班」 総務課	1、2 (略) <u>(削除)</u> <u>3～9</u> (略) <u>10 庁舎駐車場の確保、エレベ ーターの稼動指示に 関すること。</u>	(略)	(略)	(略)	動員部 (略)	人事課	1～5 (略) <u>6 各種応援受入状況の集約に すること。</u> <u>7</u> (略)	(略)	(略)	(略)	対応部署の整 理 対策の追加 表記の整理
部 長 総括責任者	担当課	主な事務分掌																																						
本部事務局部 (略)	(略)	(略)																																						
	「総務班」 総務課	1、2 (略) <u>3 各種応援受入状況の集約に すること。</u> <u>4～10</u> (略)																																						
(略)	(略)	(略)																																						
動員部 (略)	人事課	1～5 (略) (追加) <u>6</u> (略)																																						
(略)	(略)	(略)																																						
部 長 総括責任者	担当課	主な事務分掌																																						
本部事務局部 (略)	(略)	(略)																																						
	「総務班」 総務課	1、2 (略) <u>(削除)</u> <u>3～9</u> (略) <u>10 庁舎駐車場の確保、エレベ ーターの稼動指示に 関すること。</u>																																						
(略)	(略)	(略)																																						
動員部 (略)	人事課	1～5 (略) <u>6 各種応援受入状況の集約に すること。</u> <u>7</u> (略)																																						
(略)	(略)	(略)																																						

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		技術部 部長 (略) 総括担当者 「公共土木班」 ◎道路課長 ○公園緑地課長 河川排水課長 住宅施設課長 都市政策課長 都市整備課長 (追加) ニュータウン創生課長 建築指導課長 下水建設課長 「給水班」 (略)	「公共土木班」 道路課 公園緑地課 河川排水課 住宅施設課 都市政策課 都市整備課 (追加) ニュータウン創生課 建築指導課 下水建設課	1 避難の <u>勧告、指示及び誘導</u> に 関すること。 2～19 (略) (追加) 20 (略)	技術部 部長 (略) 総括担当者 「公共土木班」 ◎道路課長 ○公園緑地課長 河川排水課長 施設管理課長 都市政策課長 都市整備課長 住宅政策課長 ニュータウン創生課長 建築指導課長 下水建設課長 「給水班」 (略)	「公共土木班」 道路課 公園緑地課 河川排水課 施設管理課 都市政策課 都市整備課 住宅政策課 ニュータウン創生課 建築指導課 下水建設課	1 避難の誘導に関すること。 2～19 (略) 20 農業用施設の <u>確認巡視及び応急対策</u> に関すること。 21 <u>ため池の確認巡視及び応急対策</u> に関すること。 22 (略)	表記の整理 組織改編に伴う修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		避難部	(略)	1～8 (略) 9 社会教育の <u>応急対策</u> に関すること。 10 (略)	避難部	(略)	1～8 (略) 9 社会教育 <u>施設</u> の <u>応急対策</u> に関すること。 10 (略)	表記の整理
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		物資供給部 (略)	(略)	1～3 (略) (追加) 4 (略) 5 農業用施設の <u>確認巡視及び応急対策</u> に関すること。	物資供給部 (略)	(略)	1～3 (略) 4 農業用水（新木津（高山制水門及び兵田堰以外）、上条、高具、愛知用水）の <u>確認巡視及び応急対策</u> に関すること。 5 (略) (削除)	組織改編に伴う修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考													
		ボランティア部 (略)	(略)	1 ボランティア関係団体及びボ ランティア等との連絡調整に関 すること。 2～4 (略)	ボランティア部 (略)	(略)	1 NPO・ボランティア関係団 体及びボランティア等との連絡 調整に関すること。 2～4 (略)	表記の整理													
248	2	資料8 付録 気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 29 年 9 月 26 日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成 29 年 11 月 1 日より開始した。「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う本市の対応については暫定的に以下＜本市の対応＞のとおりとしている。 また、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 30 年 12 月 25 日）に基づき内閣府及び消防庁から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）」（以下「ガイドライン」）が公表された（平成 31 年 3 月 29 日）。 国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の修正を基に、県が「愛知県地域防災計画」等を修正する際に見直すこととする。 ＜本市の対応＞ <table><tr><td>項目</td><td>対応</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> ＜参考 「南海トラフ地震に関する情報について」＞ 1 経緯 ○ 気象庁は、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 30 年 12 月 25 日）を踏まえて、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について発表する情報の名称を、以下のとおり決定した（平成 31 年 3 月 29 日）。 2 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件（令和元年 5 月 31 日より提供開始） ○ 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合			項目	対応	(略)	(略)	資料8 1 南海トラフ地震に関連する情報 南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、市や県、国及び企業等が防災対応をとりやすくするため、気象庁から、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件 <table><tr><td>情報名</td><td>情報発表条件</td></tr><tr><td>南海トラフ地震 臨時情報</td><td>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 (略)</td></tr><tr><td>南海トラフ地震 関連解説情報</td><td>(略) ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</td></tr></table> 2 南海トラフ地震臨時情報 情報の受け手が防災対応をイメージし適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 <table><tr><td>発表時間</td><td>キーワード</td><td>各キーワードを付記する条件</td></tr></table>			情報名	情報発表条件	南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 (略)	南海トラフ地震 関連解説情報	(略) ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	表記の整理
項目	対応																				
(略)	(略)																				
情報名	情報発表条件																				
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 (略)																				
南海トラフ地震 関連解説情報	(略) ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。																				
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																			

頁	行	修	正	前	修	正	後	備	考													
		<u>や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。</u> <table><tr><th>情報名</th><th>情報発表条件</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報※</td><td>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、<u>または調査を継続している場合</u> (略)</td></tr><tr><td>南海トラフ地震関連解説情報</td><td>(略) ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合 (ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) (追加)</td></tr></table> ※ 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう防災対応等を示すキーワード (「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」) を付記して発表される。 ＜参考 ガイドライン概要＞ 1 防災対応の基本的な考え方 ○ <u>地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要である。</u> ○ <u>日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。</u> 2 大規模地震の発生可能性が高まったと判断できるケースの防災対応の考え方 <table><tr><td></td><td>半割れ/被害甚大ケース (大規模地震 M8.0 以上)</td><td>一部割れ/被害限定ケース (前震可能性地震 M7.0 以上 M8.0 未満)</td><td>ゆっくりすべり/被害なしケース</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>			情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報※	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、 <u>または調査を継続している場合</u> (略)	南海トラフ地震関連解説情報	(略) ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合 (ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) (追加)		半割れ/被害甚大ケース (大規模地震 M8.0 以上)	一部割れ/被害限定ケース (前震可能性地震 M7.0 以上 M8.0 未満)	ゆっくりすべり/被害なしケース	(略)	(略)	(略)	(略)	地震発生等から 5 ～ 30 分程度	調査中	<u>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</u> 1 <u>監視領域内※1 でマグニチュード 6.8 以上※2 の地震※3 が発生</u> 2 <u>1 カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</u> 3 <u>その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</u>	
情報名	情報発表条件																					
南海トラフ地震臨時情報※	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、 <u>または調査を継続している場合</u> (略)																					
南海トラフ地震関連解説情報	(略) ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合 (ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) (追加)																					
	半割れ/被害甚大ケース (大規模地震 M8.0 以上)	一部割れ/被害限定ケース (前震可能性地震 M7.0 以上 M8.0 未満)	ゆっくりすべり/被害なしケース																			
(略)	(略)	(略)	(略)																			
		地震発生等から最短で 2 時間程度	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合	巨大地震注意	1 <u>監視領域内※1 において、モーメントマグニチュード※4 7.0 以上の地震※3 が発生したと評価した場合 (巨大地震警戒に該当する場合は除く)</u> 2 <u>想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した</u>																

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考				
			<table><tr><td></td><td><u>場合</u></td></tr><tr><td><u>調査終了</u></td><td><u>巨大地震警戒、巨大地震注意の いずれにも当てはまらない現象と 評価した場合</u></td></tr></table> ※1 <u>南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲</u> ※2 <u>モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握す るために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生 直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで6.8以上の 地震から調査を開始する</u> ※3 <u>太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く</u> ※4 <u>断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量× 岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来 の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、 巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っ ている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには 詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要 する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警 報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気 象庁マグニチュードを用いている。</u>		<u>場合</u>	<u>調査終了</u>	<u>巨大地震警戒、巨大地震注意の いずれにも当てはまらない現象と 評価した場合</u>	
	<u>場合</u>							
<u>調査終了</u>	<u>巨大地震警戒、巨大地震注意の いずれにも当てはまらない現象と 評価した場合</u>							

頁	行	修正前	修正後	備考
			南海トラフ地震臨時情報発表のフロー ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース） ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合。または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース） ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる。短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）	

